

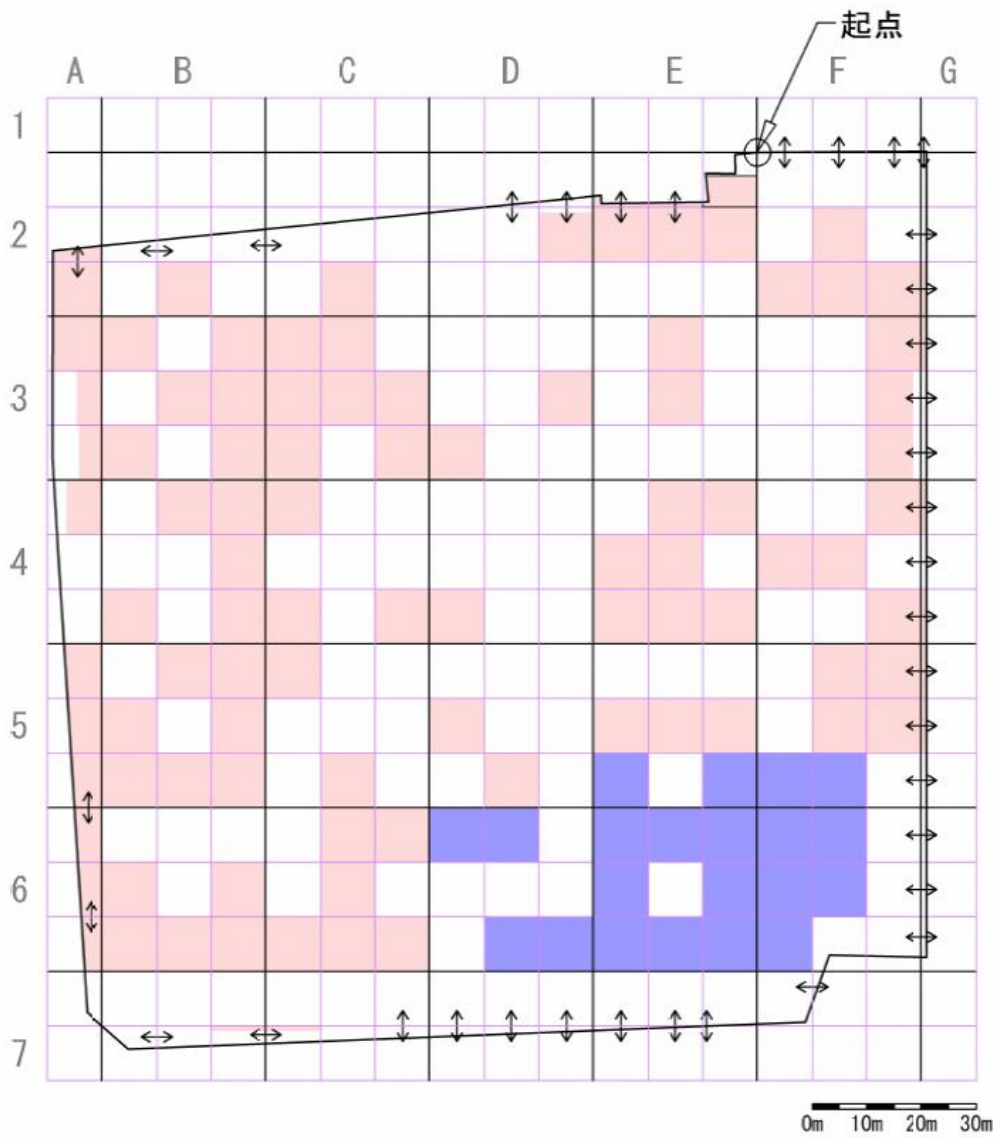
福島市告示第59号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、令和7年福島市告示第215号により指定した形質変更時要届出区域の一部について、指定を解除する。

令和8年3月26日

福島市長 馬場 雄基

- 1 形質変更時要届出区域の指定を解除する区域
別図解除区画のとおり（福島市太田町154番1の一部、154番141の一部）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
 - （1）鉛及びその化合物
 - （2）砒素及びその化合物
 - （3）ふっ素及びその化合物
- 3 規則第31条第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
 - （1）鉛及びその化合物
- 4 講じられた汚染の除去等の措置
掘削除去



凡 例

- 対象地
- 形質変更時要届出区域
- 区域指定解除となる範囲
- 10m単位区画
- 30m格子
- ↔ 統合区画 (130㎡以下)